

## 議案第40号関連資料

## 介護サービス等支援事業について

新型コロナウイルス感染症による影響が続く中、高齢者やその家族の生活を支えるうえで適切な介護サービスを確保していくため、介護サービス事業所等の支援を行っています。

今年度は、第7波による感染拡大に加えて、長引く第8波の影響により、高齢者施設で集団感染が急増するなど、感染した要介護者が高齢者施設内又は在宅で療養を継続する事例が多数発生しています。また、県の方針により、サービス提供を継続した事業所への助成において、複数回集団感染が発生した入所系施設の基準額が引き上げとなりました。こうした要因に伴い、下記のとおり補正予算を計上するものです。

## 記

## 1 感染した在宅高齢者への介護サービス提供に係る協力金の支給【県補助 10/10】

## (1) 概要

支援が必要な在宅高齢者が新型コロナウイルスに感染し、自宅療養となった期間中に、介護サービス事業所が当該対象者に必要なサービスを提供した場合に協力金を支給する。

## (2) 対象事業所及び支援内容

訪問介護：38千円/日、居宅介護支援：43千円/日、訪問看護：52千円/日

## (3) 予算額

4,500千円

## 2 サービス提供を継続した事業所への助成【県補助 10/10】

## (1) 概要

感染防止対策を徹底しつつ、必要な介護サービスを継続実施する事業所に対し、感染対策に必要となる費用（かかり増し費用）を助成する。

## ① 対象経費及び助成額

## 【対象経費】

- ・緊急雇用に係る費用、割増賃金、手当等
- ・衛生用品の購入、施設の消毒、感染性廃棄物の処理等に係る費用
- ・感染対策を行った上での施設内療養に要する費用等

## 【基準単価例】

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等：38千円×定員

通所介護：537～889千円、訪問介護 320千円

## (2) 予算額

73,500千円

## 3 予算額合計

歳入：78,000千円（県補助金）

歳出：78,000千円